

2018年動愛法改正の提言

主催：THEペット法塾 共催；全国動物ネットワーク

初めに 付帯決議の内容と法律化の必要性

平成24年動物愛護法改正について、「殺す行政」から「生かす行政」への法改正を求める国民の活動に対して、多くが付帯決議で立法に至らず、実験動物、被災動物も付帯決議にとどまっています。その付帯決議を武器にして従来の殺す行政に対して、愛護の行政を求める力となり、現場の動物愛護を大きく改善した自治体もありますが、旧態依然のまま引取殺処分を継続する行政も少なくありません。中には、野良猫、TNRの活動を公益活動とは認めず、反社会的行為として条例で規制する自治体も出始めています。現場の問題を前提に動物愛護法の改正への提言をします。

1 殺処分行政

A 動物殺処分業務をなくし、一定効果のある付帯決議の立法化が必要です。

(1) 動物愛護法平成24年（25年施行）

①付帯決議六項「引取りの要件を厳格化し、引取り数の更なる減少を目指すこと。殺処分頭数をゼロに近付けること」

②付帯決議八項「飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の同意の下に管理する地域猫対策は、官民挙げて一層の推進を図ること。駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努める」

③付帯決議十一項「犬猫等収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、
(中略) 財政面での支援を拡充すること」

(2) 行政の引取義務が殺処分行政の原因となっていた。行政こそが「みだりな殺処分」の犯罪者である。

(3) 餌やりは反社会的行為とする社会、行政

餌やりが地域住民に対して、野良猫餌やりを説得することは不可能。

地域住民は、野良猫餌やりが野良猫問題の原因として「餌やり禁止」条例を求める。

(4) 法律、付帯決議

行政の野良猫引取の禁止→猫殺処分を禁止する。野良猫は街にいる。

(5) 野良猫問題が円滑に進められている自治体

行政の「野良猫餌やり、TNRは、野良猫問題解決のための公益活動である。」と理解をしたこと。行政の、近隣住民への、餌やり、TNRが公益活動との啓蒙と理解を求めたこと。TNRの財政支援をする。地域による野良猫問題の協働による解決。」

① 法律の付帯決議が行政を動かした。これがないと行政は動かなかった。

「餌やりは、野良猫問題解決のための公益活動」と理解をさせたこと。

② 公園の「餌やり禁止看板」の撤去

③ 行政が、野良猫への餌やりへの理解を支援をする、TNRの財政支援。地域への啓蒙、協力依頼。議員の公益活動の理解と協力。

(6) 現場の問題

① 猫餌やりは公益活動と啓蒙する。行政の啓蒙、指導義務（動愛法2条）

② 行政側との面談を繰り返し行政に「餌やりは公益活動」と理解をさせる活動。

③ 「野良猫餌やりを禁止する」ことは、野良猫問題が解決出来ないことが予定され、猫の殺処分行政を復活させる。

B 法改正の提言

(1) 動愛法35条の行政の動物の引取制限「原則引取禁止」の規定が必要

(2) 「野良猫餌やりなどの保護の支援」「TNRの支援」「官民一体での里親探し」「1時的シェルターの確保」

(3) 「多頭飼の規制」「多頭飼崩壊の際の行政支援」

C その他の法律問題

(1) 継続する犬猫の引取殺処分の自治体の問題、原因

(2) 所有者不明の犬猫と遺失物法「動物保護、所有者の探索、遺棄の犯罪捜査」の一体的法改正。

(3) 狂犬病予防法の改正、狂犬病予防法の対象動物の明確化、「動物保護、所有者探索、遺棄の犯罪捜査」の一体的法改正。

(4) 動物愛護法（基本原則1条、2条）に「行政の引取保護において、殺処分は認めない」ことの明確化。

2 動物取扱業

(1) 犬猫の取引制限について法律施工時から6週齢、3年後7週齢、別に法律で定める日から8週齢。札幌市条例H28,9月から8週齢未満取引制限の条例

(2) ブリーダーの倒産、多頭動物の救済

- (3) 登録制から許可制の必要性
- (4) 動物園

3 実験動物

実験動物については、実験動物取扱業の法的規制はないに等しい状況です。実験動物の事業者の場所、取扱動物の種類、数、施設の内容などは行政において十分把握されていません。実験動物の福祉の法的規制の国際的基準に遙かに遠くあります。

- (1) 動物愛護法平成 24 年（25 年施行）付帯決議七項「実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努めること。また、関係府省との連携を図りつつ、3 R（代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減）の実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努める」

- (2) 現行法40条から41条

3 R ①代替法(Replacement)、②使用数削減(Reduction)、③苦痛の軽減(Refinement)など。疼痛緩和、代替法、動物の数を最少限に、回復の見込みのないときは苦痛を与えない処分。

動物愛護法 41 条第 4 項の基準、「実験動物の飼養及び保管に関する基準」（平成 18 年環境省告示第 88 号）、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省所管の施設等に対して適用される指針（平成 18 年）

- (3) 現状

国際基準の法規制がない。ヤミ的状况にある。

規制反対の意見 ①「日本の生命科学の発展を阻害する」、②「日本の国際競争力を弱める」

- (4) 国際連合の機関では WHO(世界保健機関 1961)、OECD、UNESCO、外国法ではイギリス法、アメリカ動物福祉法（1966）、EU（1986）、EU 化粧品指令（動物実験を禁止、輸入を禁止）、韓国（2008）など。主要な国際機関として、CIOMS（国際医学団体協議会 1985）「動物実験に関する基本原則」、ボロニア宣言（国際動物実験代替法会議 1999）、AAALAC（国際実験動物管理評価認定協会）、IUBS（国際生物学連合）、ICLAS（国際実験動物学会議、UNESCO、CIOMS、IUBS により設立）など。ISO など国際的取引スタンダード基準

- (5) 実験動物の福祉の制度のあり方

- ① 実験動物の福祉の法的規制をする。登録制とする。
過去3回の平成24年5月30日の立法案でも見送られた。
- ② 3Rsの義務化
- ③ 実験動物取扱事業者を動物愛護管理法の登録業者とする。
- ④ 動物実験に関する（CareとUse）教育や訓練を行う機関の設置。
- ⑤ 動物実験（CareとUse）の科学的、倫理的妥当性を審査委員会で審査を受ける。

4 被災動物（平成28、4.15熊本大震災）

動物愛護法平成24年（25年施行）付帯決議10項「東日本大震災の経験を踏まえて、動物愛護管理推進計画に加えて地域防災計画にも明記するよう都道府県に働きかけること。また、牛や豚等の産業動物についても、災害時においてできるだけ生存の機会を与えるよう尽力し、やむをえない場合を除いて殺処分を行わないよう努めること」

- (1) 被災動物の状況の把握（民間団体等との共同）
- (2) 被災動物との共生と支援
 - ① ペット同行避難、被災住宅
 - ② 産業動物の被災動物の保護
- (3) 国（環境省）の被災動物救援支援。
- (4) 義援金の受け皿、使途、運営のあり方（緊急災害時動物救援本部の問題）
- (5) 動物愛護法の被災動物の動物愛護管理推進計画の基本指針

5 産業動物

6 動物法のあり方

- (1) マイクロチップ（付帯決議三項「官民協働による早期の統一化」）
- (2) 虐待防止、アニマルポリス制度
- (3) 業界の監視指導強化
- (4) 愛護動物、両生類と魚類
- (5) 現行動物愛護法改正時に残された問題
- (6) 動物の生存権
- (7) 野生動物との共生
- (8) アライグマ、外来生物法